高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領

制定 平成30年4月2日 改正 令和3年10月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく住 宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、 法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規 則(平成29年国土交通省令第63号)に定めるもののほか、必要な事項を定め るものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第40条の規定により支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請に係る意思決定を証する書面
 - (3) 法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書(次に 掲げる事項を記載するものとする。)
 - ア 組織及び運営に関する事項
 - イ 支援業務の概要に関する事項
 - (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面
 - (5) 申請の日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)の前事業年度 における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面
 - (8) 申請年度から起算して過去5箇年度内に行っている法第42条各号に規定 する居住支援に資する活動の実績(申請年度から起算して過去5箇年度内の うち直近の活動実績の存する年度分のみとする。)を示す書面
 - (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
 - (10) 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面
 - (11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦申請を行っている場合は、推 薦申請書の写し

- (12) 支援法人指定に関する誓約書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面
- 2 前項の規定による申請は、第7条第1項の規定による申請をもって省略することはできない。

(指定等)

- 第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。
- 2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、別記第2号様式による 住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書により、当該申請者に通知するも のとする。
- 3 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、別記第3号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、別記第4号様式による住宅 確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書により行うものとする。

(市町村長からの推薦)

- 第5条 申請者は、居住支援活動を市町村と連携して行い、又は行おうとしている場合は、当該市町村長より法第40条に基づく指定に関する推薦を受けることができる。この場合において、申請者は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(参考様式第1)を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定に基づく申請があった場合において、各市町村に おける居住支援活動に関して当該法人との連携実績がある等推薦するに当た り支障がないと認められるときは、知事に推薦を行うことができる。
- 3 市町村長は、前項の規定に基づく推薦を行うときは、別記第5号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書(以下「推薦書」という。)を知事に提出するとともに、申請者に対し、推薦書の写しを交付することができる。
- 4 知事は、前項の規定に基づく推薦があった場合は、当該法人の指定に当たり、斟酌することができる。

(家賃債務保証業務の委託)

- 第6条 申請者又は第3条第1項の規定により指定を受けた支援法人(以下「指定支援法人」といい、申請者と合わせて「申請者等」という。)は、法第43条の規定により、法第42条第1号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託しようとするときは、別記第6号様式による債務保証業務委託認可申請書により、知事の認可を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の認可を行う場合は、別記第7号様式による債務保証業務委 託認可書により申請者等に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の認可を行わない場合は、別記第8号様式による債務保証 業務委託の認可を行わない旨の通知書により申請者等に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第7条 申請者等は、債務保証業務を行おうとするときは、別記第9号様式による債務保証業務規程認可申請書にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を添えて、知事の認可を受けなければならない。
- 2 申請者等は、前項の認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとすると きは、法第44条第1項の規定により、別記第10号様式による債務保証業務規 程変更認可申請書に変更した債務保証業務規程を添えて、知事の認可を受け なければならない。
- 3 知事は、第1項の認可を行う場合は別記第11号様式による債務保証業務規程認可書により、第2項の認可を行う場合は別記第12号様式による債務保証業務規程変更認可書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わない場合は別記第13号様式による債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書により、第2項の認可を行わない場合は別記第14号様式による債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書により、それぞれ申請者等に通知するものとする。

(事業計画等の認可)

- 第8条 指定支援法人は、法第45条第1項の規定により、毎事業年度の開始前に (指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞な く)、別記第15号様式による支援業務事業計画等認可申請書に作成した支援 業務に係る事業計画及び収支予算(以下「事業計画等」という。)を添えて、 知事の認可を受けなければならない。
- 2 指定支援法人は、前項の認可を受けた事業計画等を変更しようとするとき は、別記第16号様式による支援業務事業計画等変更認可申請書に、変更した

事業計画等を添えて、知事の認可を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の認可を行う場合は別記第17号様式による支援業務事業計画等認可書により、前項の認可を行う場合は別記第18号様式による支援業務事業計画等変更認可書により、それぞれ指定支援法人に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わない場合は、別記第19号様式による支援業務 事業計画等の認可を行わない旨の通知書により、第2項の認可を行わない場 合は別記第20号様式による支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通 知書により、それぞれ指定支援法人に通知するものとする。
- 5 指定支援法人は、法第45条第2項の規定により、毎事業年度、別記第21号様式による支援業務事業報告書等提出書に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。

(指定支援法人の指定辞退)

第9条 指定支援法人は、やむを得ない理由により指定を辞退する場合は、別記 22号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書を知事に提出 しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 知事は、法第50条の規定に基づき指定支援法人の指定を取り消した場合は、別記第23号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書により、指定支援法人に通知するものとする。

(その他)

第11条この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月19日から施行する。